



2020年6月16日

AGS 税理士法人  
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥  
米国公認会計士 トーマスナイン

### 中国の移転価格文書規定について

中国では、2016年6月29日付けで、「関連者間取引申告と同期資料管理の整備に関する公告」（国家税務総局 公告 2016年42号、以下「42号公告」）が発行され、これは BEPS 行動計画を反映したもので、2016年1月1日以降開始する事業年度より、一定規模の関連者間取引を超える中国法人は移転価格文書の作成が義務付けられることとなりました。

#### **1. 開始時期及び作成期限**

新たな中国移転価格税制は2016年1月1日以降開始する事業年度より適用が開始され、免除規定を満たさない限り、中国法人は移転価格文書の作成が義務付けられました。ローカルファイル（以下、「LF」）及び特殊事項文書については中国法人の事業年度終了日から6カ月以内の作成が求められており、マスターファイル（以下、「MF」）については中国法人の事業年度終了日から12カ月以内の作成が求められています（例：中国法人の事業年度終了日が2020年12月末の場合、LFは2021年6月末、MFは12月末までに作成）。上記とは別に、関連者間取引の明細を報告する「関連者間取引申告表」の作成も求められており、中国法人の事業年度終了後から5カ月以内に法人税申告書に添付して提出する必要があります。なお、MF及びLFは中国税務当局から提出要求があれば30日以内に提出する必要があり、提出期限内に提出がされなければ、ペナルティが課されます。

#### **2. 移転価格文書の範囲**

中国は OECD 加盟国ではありませんが、移転価格文書化規定は、中国特有の一部例外的な項目を除き、概ね BEPS 行動計画 13 に規定される MF 及び LF に準拠した内容となっており、作成すべき移転価格文書は通常 MF 及び LF になります。また、1) コストシェアリング契約を実施する場合、及び 2) 過少資本を説明する必要がある場合は、中国法人の事業年度終了日から6カ月以内に「特殊事項文書」の作成も必要となります。さらに、「関連者間取引申告表」の作成も義務付けられており、例えば金融資産取引表、権益性投資表、コストシェアリング表、国外関連者情報表、年度関連者間取引財務状況分析表などを具備しておく必要があります。なお、移転価格文書の作成言語は中国語で作成することが求められています。

要約すると移転価格に関連して作成する報告書は以下になります。

作成する報告書	記載内容の概要	作成期限
関連者間取引申告表	例：金融資産取引表、権益性投資表、コストシェアリング表、国外関連者情報表、年度関連者間取引財務状況分析表等	翌年の5月末
MF	概ね BEPS 行動計画 13 に準拠した内容 (グループの組織構造、事業の概要、財務状況)	翌年の12月末
LF	概ね BEPS 行動計画 13 に準拠した内容 (国外関連取引の独立企業間価格を分析した資料)	翌年の6月末
特殊事項文書	1) コストシェアリング契約の内容 2) 過少資本を説明する借入能力・融資構成状況の分析	翌年の6月末

### 3. 対象となる法人及び取引

国外関連取引がある中国の現地法人が対象となりますが、以下に該当した場合には MF 及び LF の作成義務が免除されます。

(マスターファイルの場合)

- ・ 中国法人が国外関連取引を行い、グループの最終親会社が既に MF を作成している場合
- ・ 年間の関連取引額が、10 億元（約 150 億円）以下の場合

(ローカルファイルの場合)

- ・ 有形資産取引 2 億元（約 30 億円）以下
- ・ 金融資産取引 1 億元（約 15 億円）以下
- ・ 無形資産取引 1 億元（約 15 億円）以下
- ・ その他の関連者間取引の総額が 4 千万元（約 6 億円）以下

### 4. ペナルティ

中国税務当局からの移転価格文書（MF, LF, 特殊事項文書）提出の要求に応じなく、かつ税務調査で追徴された場合には、税額追徴期間の人民元貸付基準利率に **5%が追加**されて延滞税が計算されます。中国の法人税課税の時効は 10 年と長いことから、当該 5%追加の延滞税は課税される年度によって大きな負担になります。

以上

(問い合わせ)

渡辺清弥：k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン：thomas@agsc.co.jp